

# いちき串木野市教育用 I C T 機器貸出実施要綱

令和 4 年 2 月 16 日 教育委員会告示第 1 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、いちき串木野市が所有する教育用 I C T 機器（以下「I C T 機器」という。）の家庭学習での利活用について、家庭への貸出及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (貸出を行う I C T 機器)

第 2 条 貸出を行う I C T 機器は、次のとおりとする。

- (1) 学習者用端末及び端末充電用 A C アダプター（以下「端末等」という。）
- (2) モバイル W i – F i ルーター
- (3) その他いちき串木野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める機器

## (利用者)

第 3 条 I C T 機器の貸出を受けることができる利用者は、いちき串木野市立の小学校及び中学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）とする。ただし、前条第 2 号に規定する I C T 機器（以下「モバイル W i – F i ルーター」という。）については、家庭にインターネットに接続する環境が無い家庭で、次のいずれかに該当する者に限るものとする。

- (1) 就学援助費の支給の認定者
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める者

## (申込者)

第 4 条 I C T 機器の貸出を申し込むことができる者は、児童生徒を養育する者（以下「保護者等」という。）とする。

## (I C T 機器の貸出の可否及び貸出期間)

第 5 条 I C T 機器の貸出の可否及び貸出期間は、児童生徒の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）が定める。

2 モバイルWi-Fiルーターの貸出については、1泊2日とする。ただし、祝日及び週末並びに長期休業中は、翌登校日に返却するものとする。

(費用)

第6条 ICT機器の貸出は無料とする。

2 ICT機器を家庭で利用するための電気代、端末等を家庭のインターネット環境に接続して使用する場合の通信費その他の実費は、保護者等の負担とする。

(申込)

第7条 端末等の貸出を希望する申込者は、学習者用端末等貸出申込書兼同意書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。

2 モバイルWi-Fiルーターの貸出を希望する申込者は、モバイルWi-Fiルーター貸出申込書兼同意書（様式第2号）を学校長に提出しなければならない。

(ICT機器の貸出)

第8条 前条の申請を受けた学校長は、申込・同意の有無を把握するとともに、家庭に持ち帰ることが必要と判断した場合、申込者の児童生徒に貸し出すものとする。ただし、モバイルWi-Fiルーター及び第2条第3号のICT機器を貸し出す場合は、モバイルWi-Fiルーター等貸出簿（様式第3号。以下「貸出簿」という。）に貸出の記録を残し、返却状況等の管理を行わなければならない。

2 利用者1人が借り受けることができる端末等は1台、モバイルWi-Fiルーターは家庭に1台とする。

3 ICT機器の貸出を行った学校長は、教育委員会からの求めに応じて、貸出簿の写しを提出しなければならない。

(返却)

第9条 保護者等は、貸出を受けたICT機器について、学校から返却を求められた場合は、速やかに当該ICT機器を学校へ返却しなければならない。

- 2 貸出期間中に利用者が所属する学校から転校しようとする場合は、転出日までに I C T 機器を学校に返却しなければならない。
- 3 返却された I C T 機器に故障等の異変を認めた学校長は、教育委員会へ速報を入れた後、利用者から詳細に事情を聴取して貸出 I C T 機器事故報告書（様式第 4 号。以下「事故報告書」という。）を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

（遵守事項）

第10条 利用者及び保護者等は、 I C T 機器の取扱いについて学校長の指導に従うとともに、細心の注意をもって I C T 機器を管理しなければならない。

- 2 利用者及び保護者等は、貸出を受けた I C T 機器を家庭学習以外の目的で使用してはならない。
- 3 利用者及び保護者等は、貸出を受けた I C T 機器を使用して、公序良俗に反することや違反行為、極端な生活リズムを崩すような利用を行ってはならない。
- 4 利用者及び保護者等は、貸出を受けた I C T 機器に対して次の各号のいずれも行ってはならない。
  - (1) I C T 機器に対して設定やパスワード等を変更し、又は新たに設定し、若しくは削除すること。
  - (2) I C T 機器に新たなソフトウェアを導入し、又は既存のソフトウェアを削除すること。
  - (3) I C T 機器が個別に有する I D 又はパスワードを目的外に使用し、又は持ち出すこと。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、 I C T 機器の教育利用を阻害する一切のこと。
- 5 I C T 機器の紛失又は破損若しくは異変を認めた利用者及び保護者等は、速やかに学校長へ申し出なければならない。
- 6 前項の申出を受けた学校長は、教育委員会へ報告後、利用者から詳細に事情を聴取して事故報告書を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第11条　ＩＣＴ機器の紛失及び故意又は重大な過失による破損によりＩＣＴ機器を原状に復するために要する経費は、原則、保護者等の負担とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2　ＩＣＴ機器の使用に伴い発生した損害等については、保護者等が負担するものとする。

3　有料サイト等の利用に係る料金並びにこの要綱に定めるＩＣＴ機器の目的外使用によって生じた費用は、保護者等が負担するものとする。

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、ＩＣＴ機器貸出に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。

## 様式第1号（第7条関係）

### 学習者用端末等貸出に係る遵守事項 (タブレット端末及び電源ケーブル)

学習者用端末等を家庭学習で利用するに当たり、借用上の遵守事項を確認・同意の上、下の学習者用端末貸出申込書兼同意書の提出をお願いします。

#### 【学習者用端末等借用上の遵守事項】

- 借用した機器は、学校や家庭のルールに従い、学習活動のみに使用します。
- 借用した機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重大な過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います。
- 借用した機器の紛失又は破損若しくは異変等があったときは、速やかに学校へ連絡することとします。
- 借用した機器を家庭で利用する際の電気代等の経費は保護者負担とします。
- 借用した機器の使用方法は、可能な限り自らで操作方法を理解し利用します。
- 公序良俗に反することや違反行為、極端な生活リズムを崩すような利用は行ってはいけません。
- 借用期間満了後に、速やかに学校へ機器を返却します。
- 転出等により、現在の学校に通学しなくなった場合は、直ちに借用した機器を返却します。
- その他学校若しくは市教育委員会から指示があるときは、その指示に従います。
- 借用した機器に対して、次のいずれも行ってはいけません。
  - ・設定やパスワード等を変更し、又は新たに設定し、若しくは削除すること。
  - ・新たなソフトウェア等の導入又は既存のソフトウェア等を削除すること。
  - ・機器が個別に有するID又はパスワードを目的外に使用し、又は持ち出すこと。
  - ・使用を認められた児童生徒以外が使用すること。
  - ・上記の他、機器の教育利用を妨げる恐れのある一切のこと。

-----  
※キリトリ-----

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

### 学習者用端末等貸出申込書兼同意書

いちき串木野市教育委員会 様

学校長 様

学習者用端末等の貸出を受けるに当たり、次の項目について確認した上で同意します。

#### ●確認事項（□をつけてください）

- 「学習者用端末等借用上の遵守事項」を確認し、貸出を受けた機器（タブレット端末及び電源ケーブル）を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項に同意し、遵守します。

いちき串木野市立\_\_\_\_\_学校

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組\_\_\_\_\_番 児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_  
(自署)

※兄弟・姉妹がいる場合は、人数分提出してください。

※学習者用端末等の実際の持ち帰りについては、学校のルールに従い、学校の許可を得た上で持ち帰ることになります。

## 様式第2号（第7条関係）

### モバイルWi-Fiルーター貸出に係る遵守事項

家庭学習に取り組むに当たり、家庭学習に利用できるインターネット環境がなく（スマートフォン等のテザリング接続を除く）、経済的な理由でWi-Fi環境を準備できない世帯に対し、家庭に1台モバイルWi-Fiルーターを貸し出します。

申込者は、借用上の遵守事項を確認・同意の上、下の学習者用端末貸出申込書兼同意書の提出をお願いします。

#### 【モバイルWi-Fiルーター借用上の遵守事項】

- 借用した機器は、学習者用端末のみに接続し、学習活動のみに使用します。
- 借用した機器の保証対象外となる盗難、紛失、故意又は重大な過失による破損等を生じさせた時は、その生じた損害に関する金銭その他による賠償の責任を負います。
- 借用した機器の紛失又は破損若しくは異変等があったときは、速やかに学校へ連絡します。
- 借用した機器を家庭で利用する際の電気代等の経費は保護者負担とします。
- 借用期間満了後に、速やかに学校へ機器を返却します。
- 転出等により、現在の学校に通学しなくなった場合は、直ちに借用した機器を返却します。
- 借用した機器のSIMカードの取り外しや設定変更是行いません。
- その他学校若しくは市教育委員会から指示があるときは、その指示に従います。

※貸出台数に限りがあるため、常時貸出ではなく、学校内のルールに従い、校長が家庭学習に利用することが必要と判断した場合に、その都度貸出を行います。

----->キリトリ-----

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

### モバイルWi-Fiルーター貸出申込書兼同意書

いちき串木野市教育委員会様

校長様

モバイルWi-Fiルーターの貸出を受けるに当たり、次の項目について確認した上で同意します。

#### ●確認事項（□をつけてください）

- 「モバイルWi-Fiルーター借用上の遵守事項」を確認し、貸出を受けた機器を丁寧・適正に取り扱うこととを含め全ての事項を遵守し、同意します。

いちき串木野市立\_\_\_\_\_学校

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組\_\_\_\_\_番 児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

（自署）

※この書類は、小学校及び中学校に兄弟・姉妹がいる場合は、長子で提出してください。

※学習者用端末等の実際の持ち帰りについては、学校のルールに従い、学校の許可を得た上で持ち帰ることになります。

様式第3号（第8条関係）

モバイルWi-Fiルーター等貸出簿

学年	組	児童生徒氏名	貸出ICT機器	貸出期間	返却日	学校確認	学校 端末番号等
			<input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他（ ）	～	・・		
			<input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他（ ）	～	・・		
			<input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他（ ）	～	・・		
			<input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他（ ）	～	・・		
			<input type="checkbox"/> モバイルWi-Fiルーター <input type="checkbox"/> その他（ ）	～	・・		

様式第4号（第9条、第10条関係）

年　月　日

いちき串木野市教育委員会様

学校長

印

貸出ICT機器事故報告書

貸出ICT機器に事故を認めたため、いちき串木野市教育用ICT機器貸出実施要綱第9条第3項及び第10条第6項の規定により報告します。

児童生徒情報	住所	いちき串木野市		
	氏名			
保護者等情報	氏名			
	連絡先			
事故のあった機器の名称及び破損部位等				
事故発生日（※不定の場合、初めて気付いた日時）	年　月　日（　）		時　分頃	
保護者等・児童生徒から連絡のあった日時等	年　月　日（　）		時　分頃	
	報告してきた者	(児童生徒との続柄：　)		
	報告を受けた者			
教育委員会に速報を入れた日時・委員会係員名	年　月　日（　）		時　分頃	委員会係員名
事故等発生場所				
事故等発生の状況 ※聞き取った情報を詳細に記載すること。				
児童生徒及び保護者等に関する特別事情 ※ある場合にのみ記入				

※ 用紙が不足する場合は、適宜用紙を追加すること。

※ 写真などで状況が分かる場合は添付すること。